

福井県丹南広域組合議会の委任する管理者専決事項

平成 2 年 10 月 1 日
議 決

改正 平成 14 年 9 月 26 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 180 条の規定により、管理者において専決処分することができる事項を次のとおり定める。

- 1 組合債の利率を変更すること。
- 2 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成 2 年福井県丹南広域組合条例第 16 号。以下次項において「条例」という。）に基づいて議会の議決を得た工事または製造の請負契約をその議決の趣旨に反しない範囲において変更すること。ただし、変更にかかる増加額が 900 万円を超える場合を除くものとする。
- 3 条例に基づいて議会の議決を得た財産の取得または処分をその議決の趣旨に反しない範囲において変更すること。ただし、変更にかかる増加額が 600 万円を超える場合を除くものとする。
- 4 法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか 1 件 100 万円以内の権利を放棄すること。
- 5 法律上組合の義務に属する損害賠償について 1 件 100 万円以内において額を定めることおよびこれに伴う和解に関すること。
- 6 法第 243 条の 2 第 8 項の規定により 100 万円以内の職員の賠償責任の免除について同意すること。

附 則

この専決事項は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この専決事項は、平成 14 年 9 月 27 日から施行する。